

データベースの概要

診療報酬における「調剤後薬剤管理指導加算」の算定対象となる候補薬剤のデータベースです。

糖尿病薬であるインスリン製剤、又はスルフォニル尿素系製剤（SU剤）を判別することが可能です。

※本データベースは参考情報であり、保険審査の適否を保証するものではありません。

データベースの特徴

「調剤後薬剤管理指導加算」の算定対象となるインスリン製剤又はSU剤に該当する薬品を個別医薬品コードで管理しています。

例

糖尿病薬のデータ（概略）

商品名	一般名	調剤後薬剤管理 指導加算*
アマリール1mg錠	グリメピリド錠	●
ジャヌビア錠50mg	シタグリプチンリン酸塩水和物錠	×
ソニアス配合錠LD	ピオグリタゾン塩酸塩・グリメピリド配合剤錠	●
トレシーバ注フレックスタッチ	インスリン デグルデク（遺伝子組換え）キット	○
リクスミア皮下注300μg	リキシセナチドキット	×
ゾルトファイ配合注フレックスタッチ	インスリン デグルデク（遺伝子組換え） ・リラグルチド（遺伝子組換え）配合剤キット	○

*○：該当（インスリン製剤）、●：該当（SU剤）、×：非該当

薬効分類番号からはインスリン製剤又はSU剤であることが判別できない場合にも対応しています。

例

薬効分類番号（3969：その他の糖尿病薬）における例

薬効分類番号	商品名	一般名	調剤後薬剤管理 指導加算*
3969 （その他の糖尿病薬）	ジャヌビア錠50mg	シタグリプチンリン酸塩水和物錠	×
3969 （その他の糖尿病薬）	ソニアス配合錠LD	ピオグリタゾン塩酸塩	●
		グリメピリド配合剤錠	
3969 （その他の糖尿病薬）	ソリクア配合注ソロスター	インスリン グラルギン（遺伝子組換え）	○
		リキシセナチド配合剤キット	

*○：該当（インスリン製剤）、●：該当（SU剤）、×：非該当

データベースの機能

診療報酬において算定対象となる薬品の判別

算定対象となる薬品を商品名毎に判別しているため、「調剤後薬剤管理指導加算」の対象薬品の確認にご利用いただくことが可能です。

また、該当の薬品においてインスリン製剤かSU剤かの判別も可能です。

<参考>

10 調剤後薬剤管理指導加算（抜粋）

- (1) 調剤後薬剤管理指導加算は、低血糖の予防等の観点から、糖尿病患者に新たにインスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤（以下「インスリン製剤等」という。）が処方等された患者に対し、地域支援体制加算を届け出ている保険薬局の保険薬剤師が、調剤後に電話等により、その使用状況、副作用の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導を行うとともに、その結果等を保険医療機関に文書により情報提供した場合に算定する。なお、インスリン製剤等の調剤と同日に電話等により使用状況の確認等を行った場合には算定できない。
- (2) (1)の「新たにインスリン製剤が処方等された患者」とは次のいずれかに該当する患者をいう。
 - ア 新たにインスリン製剤等が処方された患者
 - イ 既にインスリン製剤等を使用している患者であって、新たに他のインスリン製剤等が処方された患者
 - ウ インスリン製剤の注射単位の変更又はスルフォニル尿素系製剤の用法・用量の変更があった患者
- (3) 当該加算に係る電話又はビデオ通話によるインスリン製剤等の使用状況の確認等は、以下のア又はイの場合に患者の同意を得て行うものであること。
 - ア 保険医療機関からの求めがあった場合
 - イ 患者若しくはその家族等の求めがあった場合等、調剤後の薬剤管理指導の必要性が認められる場合であって、医師の了解を得たとき
- (4) 本加算の調剤後のインスリン製剤等の使用状況等の確認は、処方医等の求めに応じて実施するものであり、計画的な電話又はビデオ通話による確認を原則とすること。
この場合において、あらかじめ患者に対し、電話等を用いて確認することについて了承を得ること。
- (5) 保険医療機関に対して情報提供した文書の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴の記録に添付又は記載する。
- (6) 電話等による患者のインスリン製剤等の使用状況等の確認を行った結果、速やかに保険医療機関に伝達すべき副作用等情報を入手した場合（インスリン製剤等以外の薬剤による副作用が疑われる場合を含む。）は、遅滞なく当該情報を患者が受診中の保険医療機関に提供するとともに、必要に応じて保険医療機関への受診勧奨を行うこと。
- (7) 当該加算の算定時に行う保険医療機関への文書による情報提供については、服薬情報等提供料は算定できない。
- (8) 当該加算は、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者については算定できない。

(2020年4月現在)